

第 3 次与謝野町行政改革大綱 (案)

令和 2 年 3 月策定

令和 6 年 月改訂

京都府与謝野町

(期間：令和 2 年度～ 8 年度)

目 次

I . はじめに-----	1
1 . なぜ、行政改革に取り組むのか（改訂前） -----	1
2 . 第 3 次行政改革大綱の改訂について（改訂後） -----	2
II . これまでの取組-----	3
1 . これまでの与謝野町の行政改革の取組（第 1 次行政改革大綱） -----	3
2 . これまでの与謝野町の行政改革の取組（第 2 次行政改革大綱） -----	4
3 . これまでの与謝野町の行政改革の取組（第 3 次行政改革大綱） -----	5
4 . 与謝野町の状況（財政状況、職員の状況） -----	6
III . 第 3 次行政改革大綱の改訂に向けて-----	11
1 . 第 3 次行政改革大綱（改訂前）での課題 -----	11
2 . 取り巻く環境の変化 -----	12
3 . 第 3 次行政改革大綱の前提条件 -----	16
4 . 財政指標での分析（与謝野町の現在地） -----	16
IV . 第 3 次行政改革大綱（改訂後） -----	18
1 . 行政改革の位置づけ -----	18
2 . 第 3 次行政改革大綱の期間 -----	18
3 . 第 3 次行政改革大綱の推進体制 -----	18
4 . 第 3 次行政改革大綱の基本方針 -----	19
5 . 第 3 次行政改革大綱の基本方針に対する具体的取組（実施計画） -----	20

I. はじめに

1. なぜ、行政改革に取り組むのか（改訂前）

平成 18 年 3 月に与謝野町が誕生してから 14 年が経過し、15 年目を迎える令和 2 年度を最後に、合併自治体のための財政特例措置期間¹が終了します。

与謝野町の財政状況は、この財政特例措置によって保障されていた普通交付税の段階的減額が始まった¹参照平成 28 年度から目に見えて悪化しており、平成 29 年度からは、将来に備えて積み立ててきた財政調整基金²を取り崩さなければ、行政運営ができない状況にあります。当然、財政調整基金には限りがあり、このまま取り崩す状況が続くと大規模災害等の不測の事態が起きた場合の対応が困難になることはもちろん、基金が枯渇してしまえば財政収支は赤字に転じ、健全な与謝野町を次の世代に引き継ぐことができなくなります。

合併後、「オール与謝野町でのまちづくり」のために必要な事業を着実に進めてきた一方で、実施する事務事業や保有する公共施設、職員数等の規模が、ひとつのまちとして適正なのかの検証が不十分であり、見直すべきものは見直し終わらせるべきものは終わらせるという、いわゆるスリム化やスクラップといった取組みは鈍く、事務事業数やそれに伴う経費が増大してきました。

健全な行財政運営をするための計画として、合併以降、2 次にわたる行政改革大綱をつくりました。大綱に掲げる取組は概ね実行したものの、それらの結果が抜本的な改革に結びついておらず、歳出規模の抑制に繋がっていませんでした。これまでの行革大綱が実効性のあるものではなく、形骸化していたと総括せざるを得ません。

今後は、更なる人口減少や公共施設の老朽化等が進む一方で、行政資源（ヒト、カネ、モノ）は縮小していきますが、このままでは合併自治体の財政特例措置による恩恵を、今の世代が使い果たしてしまうことになり、子どもたちやその子どもたちの世代に負担だけを残してしまうことになりかねません。合併から 15 年を迎える今、町長のリーダーシップのもと、まずは町職員がこの危機的状況をしっかりと認識することはもちろん、町議会や町民のみなさんとも危機感の共有を行わなければなりません。その上でこれからの与謝野町に真に必要なものは何なのかをみんなで考え、「あれもこれも」から「あれかこれか」へと意識を変えていくことが、これまで以上に「オール与謝野町でのまちづくり」を進めるために重要なポイントだと考えます。

第 3 次行政改革大綱は、「持続し発展する与謝野町の基礎を作る」ということを目的に、そのための基本方針として「持続可能な行財政基盤の確立」とともに、住民参画・住民自治を更に進展させ、住民の意見や行動を目に見える形で町政の活性化に繋げる「多様な主体が協働したまちづくりの推進」の

¹平成の大合併により合併した地方自治体は、ひとつのまちになるために時間と財源を要することから、合併後 10 年間は合併団体ごとに算定した額の合算により普通交付税（※）措置をする特例措置（合併算定替え）があり、その後 11 年目からは 5 年（平成 28 年度～令和 2 年度）をかけて段階的にひとつのまちとしての算定（一本算定）へと移行します（与謝野町は令和 3 年度で完全移行）。※普通交付税・・・地方交付税のひとつ（もうひとつは特別交付税）で、地方公共団体の財源の偏在を調整するために、主に国税（所得税や酒税、消費税等）を原資として、客観的な基準での算定により各地方公共団体に財源を配分する地方財政制度です。与謝野町では歳入全体の 40%程度を占める貴重な財源となっています。

²地方自治体が積み立て、財源が不足する年に取り崩すことで財政調整を行うための貯金です。与謝野町の財政調整基金残高は、令和 4 年度で 16.2 億円です。

2 つを掲げました。そして、これらを達成させるために必要なことは何かを改めて考え、取組項目は実効性の高いもののみに大幅に絞り込みました。令和元年度から始めた事務事業評価などを中心に進捗のチェックをしっかりと行いながら、第 3 次大綱に掲げたことを実現することで、持続可能な行財政基盤が確立され、住民と行政の距離がこれまで以上に近くなる与謝野町をつくっていきます。

2. 第 3 次行政改革大綱の改訂について（改訂後）

第 3 次行政改革大綱の期間中は、財政計画を策定し、地方債発行の抑制などの取組を行うことで、基本方針 1「持続可能な行財政基盤の確立」で目標として定めた「債務償還可能年数を 7.5 年以下にする。」について、令和 3 年度では 7.0 年、令和 4 年度では 6.7 年と当初の目標を達成することができました。

一方で、行政資源が縮小する中で、危機感の共有が十分とは言えない状況にあり、特に住民と行政が情報を共有し住民の意見を目に見える形で町政に繋げる手法については十分に取組めていない状況にあります。

加えて、令和 2 年度から令和 4 年度までの間は、新型コロナウイルス感染症への対応により、第 3 次行政改革大綱策定時とは社会情勢が大きく変化する時期でもありました。特に自治体 D X（デジタルトランスフォーメーション）は大きく加速しており、行政サービスの向上や効率化の推進という目的においては必須の取組となっています。

第 3 次行政改革大綱の考え方は継続しながら、進捗している部分は更に強化するとともに、進捗していない部分は課題を整理した上で、しっかりと実行するために、与謝野町第 2 次総合計画の計画期間である令和 8 年度まで大綱の期間を延長し、内容を改訂します。

Ⅱ. これまでの取組

1. これまでの与謝野町の行政改革の取組（第1次行政改革大綱）

与謝野町では、平成19年度に策定しました第1次行政改革大綱（平成20年～平成24年が実施期間）で ①約20億円の行政改革効果を上げる ②経常収支比率³を90%以下に下げ、という2つを行政改革の大きな目標にして、健全な財政運営を行い、将来にわたり政策的経費を確保し、新たな住民サービスへの対応ができる基盤を整えることとしていました。

その結果、①の目標については概ね90%の約18億円の効果を上げることが出来、②についても平成23年度決算では87.0%と、目標達成をしています。そのほかにも目標を上回る53名（目標37名）の職員削減や、職員人件費を約3.2億円削減する等の効果も上げています。

ただし、それらはあくまで行政改革効果として目標としたものであり、他方で、他の新規事業や新たに増加する負担（社会保障費や特別会計への繰出金等）に振り替えてしまい、歳出総額の抑制に繋がっていない等の課題がありました。

【第1次行政改革大綱の目標】

- ① 20億円の行政改革効果を上げる ⇒概ね90%（約18億円）達成
- ② 経常収支比率を90%以下に下げる ⇒平成23年度87.0%



【第1次行政改革大綱での課題（第2次行政改革大綱より）】

- ① 生み出された効果が他の新規事業や事業拡充に向けられおり、歳出総額の削減に結びついていない。
- ② 職員数は減少したが、事務の増大や、臨時職員を含むトータルの数は増加傾向。
- ③ 削減に焦点が当てられ、サービス向上の視点に立った目標がなかった。

³財政構造の弾力性を示す数値です。支出のうち人件費や扶助費（社会保障分野での支援を行う経費）、公債費、物件費等の、毎年必ず必要とする経費を「経常経費」といいます。また、収入のうち町税や地方交付税等毎年度必ず入ってくる財源を「経常一般財源」といい、使い道は自治体の裁量にゆだねられています。この経常一般財源のうち、経常経費に充てられる割合が経常収支比率となります。この比率が低いほど、財源を活用できる自由度が高まることになります。一般的に80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれていますが、少子高齢化への対応のための社会保障費の増大等の影響で、80%を堅持することも難しくなっています。与謝野町の令和4年度決算での比率は93.6%と高い水準に位置しています。

2. これまでの与謝野町の行政改革の取組（第2次行政改革大綱）

平成24年度に第2次行政改革大綱（平成25年度～）を策定しました。第1次行政改革大綱の課題もあり、第2次行政改革大綱においては具体的な目標は示さずに、以下の4つの基本方針を掲げて取組みました。

【第2次行政改革大綱の基本方針】

- ① 財政収支黒字化を最大の目標とする
- ② あるべき職員数への見直し
- ③ 事務事業等の削減効果方式の見直し
- ④ 効率的・効果的な組織体制への見直しと住民参画



【第2次行政改革大綱での課題】

① 歳出総額の抑制ができなかった

平成28年度以降の普通交付税の一本算定移行に対応できなかったことは、歳出抑制等のルールが明確でなく、それが徹底できなかったことに原因があります。行政改革大綱に示した取組は概ね実行しましたが、それが行財政全般に対する抜本的な改革には至っておらず、急激に増加する歳出規模の抑制に繋がりませんでした。第3次行政改革大綱においては将来予測を重視した財政分析と持続可能性を示した財政計画を策定し、それが示す方針をルール化し実行しなければなりません。

② 事務事業や業務量等の効率化・適正化が十分でなかった

事務事業の点検は緒に就いたばかりであり、業務量の点検による適正化も図れていません。そのため事務事業が増加し、正職員が減少する中でも全体的に業務量が増えています。第3次行政改革大綱においては、事務事業や業務量の整理整頓をして財源・職員配置の効率化・適正化を図らなければなりません。

③ 協働のまちづくりに向けた取組はまだ道半ば

今後、減少していく行政資源の中でまちづくりを推進するためには、多様な主体と行政の協働は不可欠です。そのためには積極的な情報共有を行うことで、住民参画・住民自治を促進する手法が必要です。第3次行政改革大綱においては、これまでの取組から更に一歩進めた手法の研究・導入をしなければなりません。

3. これまでの与謝野町の行政改革の取組（第3次行政改革大綱）

令和元年度に第3次行政改革大綱（令和2年度～令和5年度）を策定しました。過去の行政改革の取組が基本方針の実現に繋がっていないことから、第3次行政改革大綱においては実施する取組みを17項目に絞り、基本方針の実現を目指しました。

【第3次行政改革大綱の基本方針】

【基本方針1】 持続可能な行財政基盤の確立

➤ 目指す姿1：財政の健全化

目標：歳出規模を減らし歳入を確保することで財政収支を実質的黑字化にし、債務償還可能年数を7.5年以下にする。

➤ 目指す姿2：選択と集中による行政資源の効率的・効果的な活用

目標：平成30年度よりも事務事業の総数を減らし、各事務事業の成果・効果を向上させる。

➤ 目指す姿3：職員数の適正化と改革人材の育成

目標：令和元年度よりも総職員数（令和元年度 556 人：正職員 262 人+嘱託臨時職員等 294 人）を減らし、職員の意識改革も進める。

➤ 目指す姿4：公共施設数の減少

目標：与謝野町公共施設等総合管理計画」の方針に基づいて令和元年度よりも公共施設数を13減らし、将来負担を低減する。

【基本方針2】 多様な主体が協働したまちづくりの推進

➤ 目指す姿1：住民主体の地域コミュニティ形成と地域づくり活動の促進

目標：地区公民館活動実施20館の維持と、主体的に地区のあり方を定めて課題解決に取り組んでいる地区数3地区にする。

➤ 目指す姿2：多様な住民参画による町政の活性化

目標：町的意思決定に住民が様々な形で参画する機会を増やす。

➤ 目指す姿3：地域と行政が協働して行うまちづくり・地域づくり

目標：地域と行政が協働した取組、地域課題に基づく議論の機会を増やす。

4. 与謝野町の状況（財政状況、職員の状況）

与謝野町の財政状況と職員数等がどのように推移したのかを見ていきます。

まずは、財政状況です。合併以降の普通会計⁴の決算額は図1のとおり推移しています。どの年度においても歳入が歳出を上回り収支は黒字を堅持していますが、平成29年度、平成30年度及び令和2年度は財政調整基金を取り崩して補てんしているため、実質は赤字決算となっています。このことは、図2に示すとおり、実質単年度収支⁵の推移を見てもわかります。普通交付税の一本算定移行への段階的縮減が始まった平成28年度から平成30年度まで3年連続で赤字となっており、普通交付税と基金に頼る財政運営となっています。

第3次行政改革大綱策定以降、令和2年度から令和4年度まで実質単年度収支は黒字となっており、特に令和2年度については地方債の繰り上げ償還を実施しました。

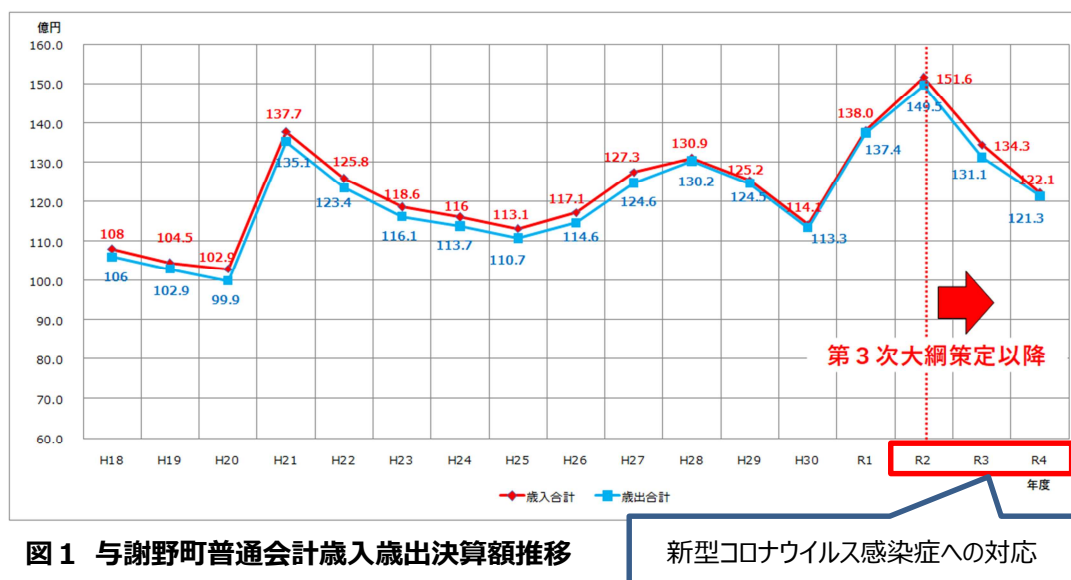


図1 与謝野町普通会計歳入歳出決算額推移

新型コロナウイルス感染症への対応

⁴地方自治体の特別会計（特定の目的があり、特定の収入をもって運営される会計。介護保険や国民健康保険等）や企業会計（水道事業、下水道事業等）以外の会計を指し、与謝野町では一般会計（通常の行政運営を行なう会計。）と土地取得特別会計、宅地造成事業特別会計の3つの会計を普通会計としています。これは、主に国が毎年実施する地方財政状況調査（決算統計）等で使用する会計です。

⁵単年度収支（※1）から実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩し額）を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標です。

【計算式】

単年度収支＋財政調整基金積立金＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額

（※1）単年度収支…当該年度の実質収支から前年度の実質収支（※2）を引いた金額で、当該年度だけの純粋な収支。

（※2）実質収支…単年度の形式収支（歳入決算額－歳出決算額の収支）から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支。

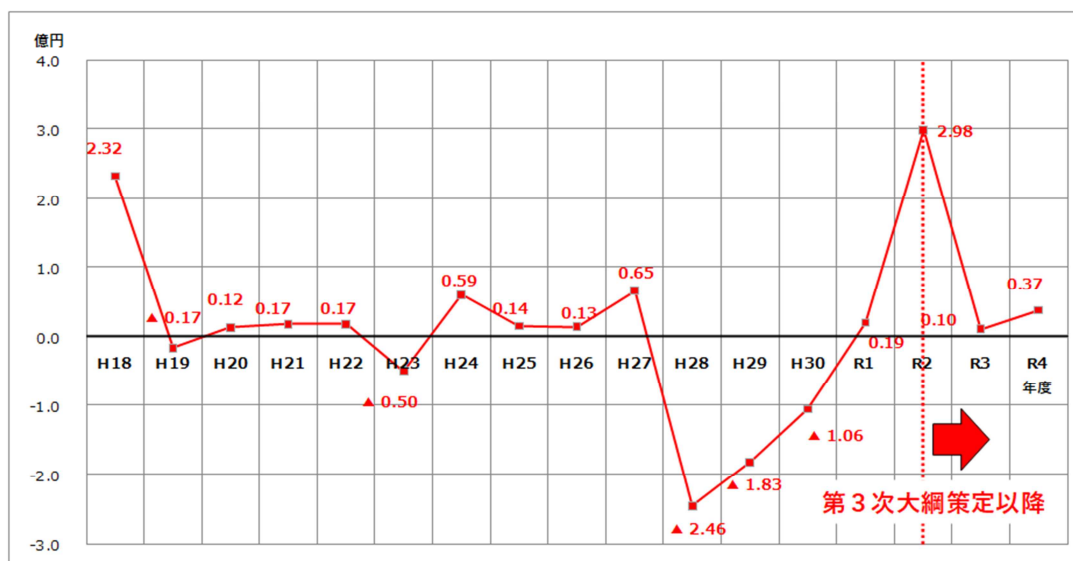


図2 与謝野町普通会計実質単年度収支の推移

また、歳出総額の抑制という観点で見ると、図3のとおり推移となっています。

投資的経費⁶は、その時々政策によることから、それを除いた歳出推移（図3）を見てみると、合併直後の90億円代から推移し、平成29年度には約108億円と、約18億円も増えていることがわかります。平成23年度以降は投資的経費以外の経費が100億円を超えるということが常態化しています。合併以降の体制整備や住民生活環境の向上のため、ケーブルテレビ・光ファイバー網の全町域への拡張整備や下水道整備等、積極的に投資した事業の負担が後年度に公債費（借金の返済）や繰出金の増という形で顕在化し、歳出総額が増大する結果となっています。

第3次行政改革策定後は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、新型コロナウイルスワクチン接種や、感染拡大防止対策等の特殊事情により決算規模は大きくなっています。

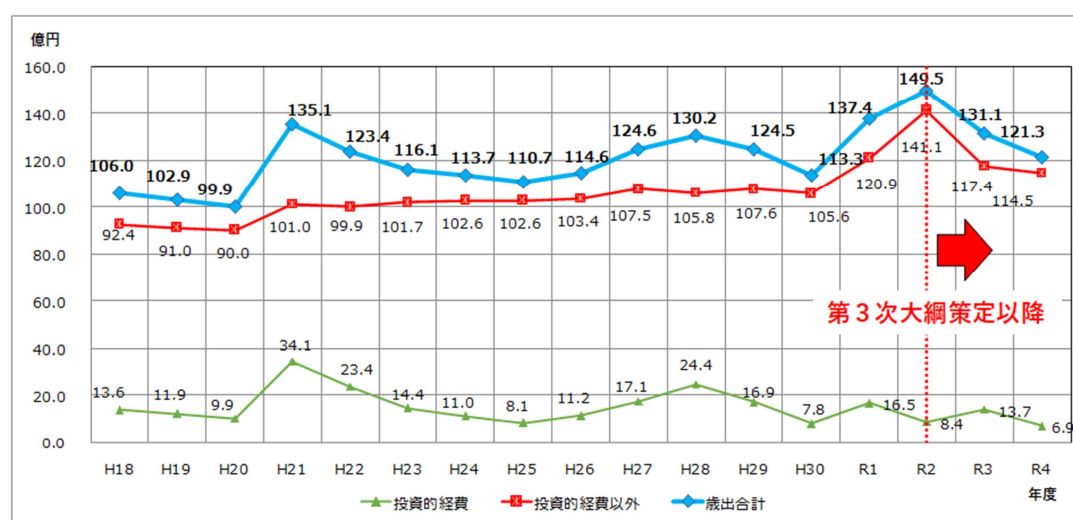


図3 与謝野町歳出決算推移（投資的経費とそれ以外）

経常収支比率は平成22年度から平成25年度までの4か年で第1次行政改革大綱の目標であった90%を下回ったものの、その後、悪化に転じ、平成30年度決算では97.7%と合併以降で最高値となるまで悪化しています。平成21年度以降に普通交付税が増額されたことが（リーマンショックへの対応等による措置のため増額された）経常収支比率を改善に向かわせましたが、その間に社会保障費や特別会計への繰出金、公債費が増額しており、平成22年度の85.2%から悪化に転じました。平成28年度から普通交付税の縮減段階に入ったため、減少する財源に対して、増大する歳出規模の抑制の対策が追い付いていないという状況にあり、比率の悪化が続いています。（図4）

第3次行政改革策定後は、新型コロナウイルス感染症への対応のための経済対策という名目で普通交付税が追加交付されるなど、特別な要因により抑制傾向になっていますが、歳出面でも公債費の抑制等もあり95%を下回る水準で推移しています。

⁶その経費の支出効果が単年度にとどまらず、固定的な資本の形成に向けられる経費で、地方自治体の投資的経費としては、普通建設事業（道路や公共施設の等の建設費）、災害復旧事業、失業対策事業があげられます。

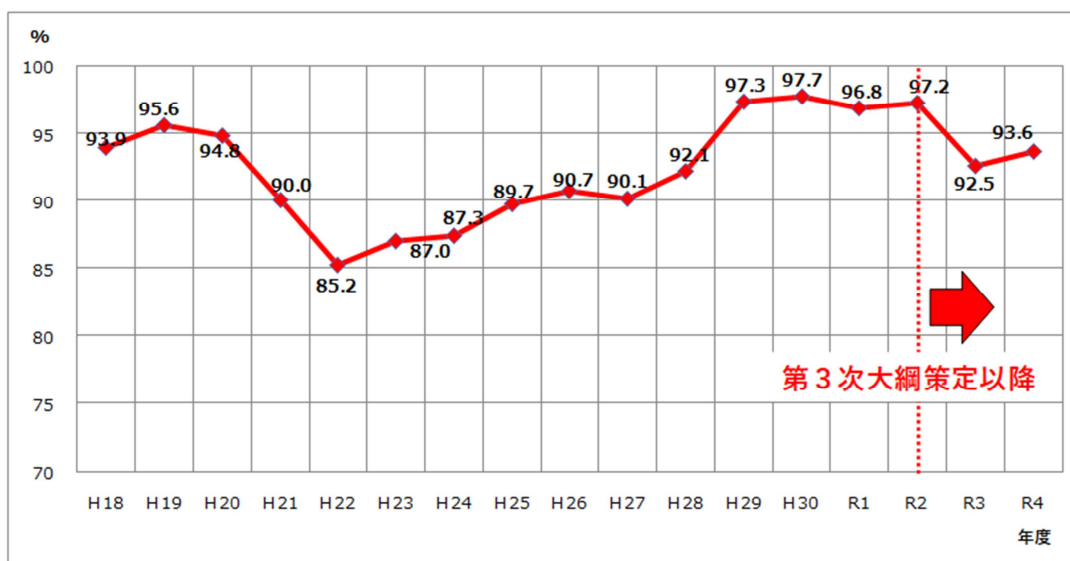


図4 与謝野町経常収支比率の推移

次に平成 25 年度以降の職員数と総人件費（職員給与と会計年度任用職員報酬等の合計とする。）の推移を図 5 及び図 6 に示します。

平成 18 年度と比較すると、令和 5 年度では正職員数は 68 名減少しています。

平成 25 年度以降の職員数は、正職員では緩やかに減少しているものの、国の政策誘導的な事業の増加や、サービスの充実等への対応を会計年度任用職員に依存している状況は変わらないため、正職員と会計年度任用職員の総数も緩やかな減少に留まっています。

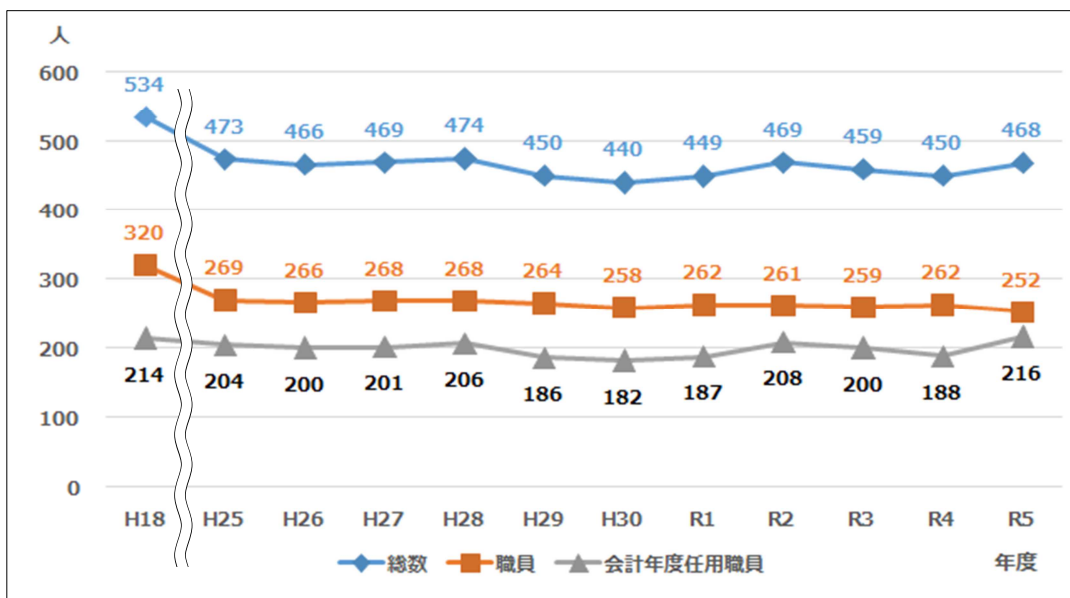


図5 総職員数の推移

また、総人件費は、職員給与では横ばいであるものの、令和 2 年度から会計年度任用職員への期末手当の支給が始まったことにより増加しています。

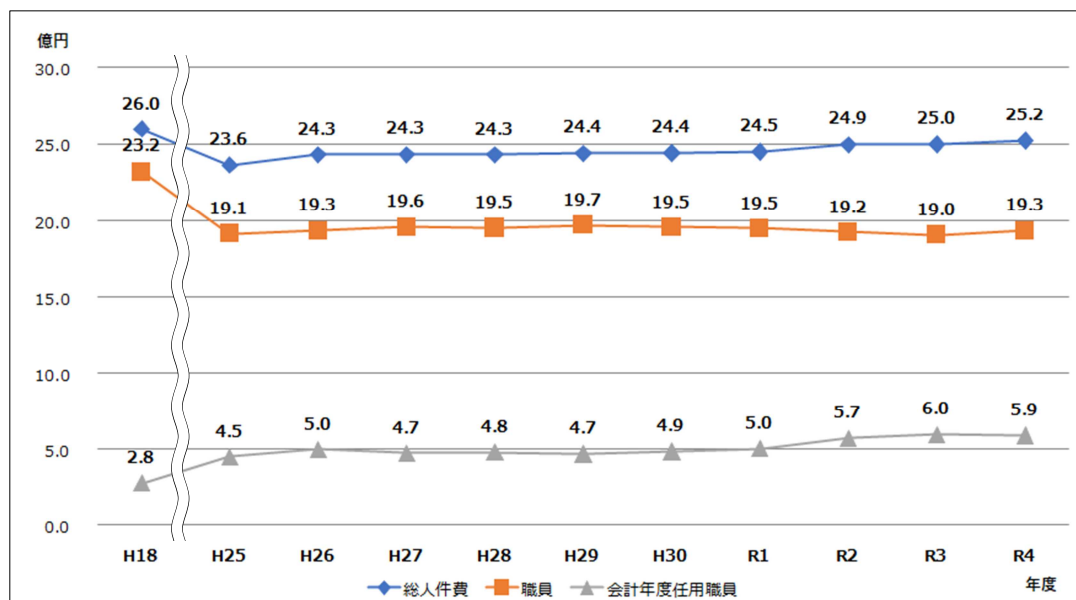


図 6 総人件費推移（職員給与+会計年度任用職員報酬等）

Ⅲ. 第 3 次行政改革大綱の改訂に向けて

1. 第 3 次行政改革大綱（改訂前）での課題

第 3 次行政改革大綱（改訂前）では、これから減少し限られてくる行政資源をどのように活かして成果・効果を生むのか、その分析と将来にわたる方針を定め、課題解決に取り組みましたが、以下のとおり、課題が残ったり、加わったりしました。

【第 3 次行政改革大綱での課題】

課題 1 目標の設定が適正ではなかった

経常経費の 2 億円削減を目指していましたが、電気料金や燃料費の高騰、人件費の増額等、社会情勢の影響もあり、抑制効果を測ることができませんでした。

事務事業数の削減を目指していましたが、事務事業の内容は大きく変わらず、事務事業数の増減を測ることに留まりました。

また、職員数の削減という目標についても、新型コロナウイルスワクチン接種事務等の特別な事由で会計年度任用職員が増加するなど、実際の効果が測れない状況でした。

これらのことから、目標設定については単純な数の比較ではなく、大綱の意図に即したものとする必要があります。

課題 2 町民の意見が町の意思決定に十分反映できていなかった

町民からの意見を聴く機会が十分になかった。

町民からの意見を町の意思決定に反映させる仕組みが構築できていない。

これらのことから、減少する行政資源の活用を多様な主体が協働したオール与謝野町で考えていく必要があります。

課題 3 社会情勢の変化への対応が必要となった

第 3 次行政改革大綱策定後に、新型コロナウイルス感染症が拡大する事態となり、社会情勢は大きく変化しました。与謝野町でも行政サービスの向上や効率化の推進のため、自治体 DX 化に取り組む必要があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により取り組めていない「受益者負担の適正化」に取り組む必要があります。

2. 取り巻く環境の変化

第3次行政改革大綱では今後の取り巻く環境の変化についても示しています。少子高齢化や人口減少、とりわけ若者の都市部への流出等により、与謝野町の将来を担う人材の不足や、公共施設の老朽化への対応等、町の抱える課題も新たな局面へと移行する中で、合併後のひとつのまちとなるべく、特別に措置された財源⁷も、その特例期間を終えようとしており、ひとつのまちとしての体制を整えられないままに、まちづくりに必要な行政資源（ヒト、カネ、モノ）は縮小していく状況にあります。今後は限られた行政資源の中で、持続可能な行財政の実現と「与謝野町総合計画」の実現の両方を目指します。

（1）ヒトのこれから

与謝野町の人口は今後も減少していき、2040年には14,000人を下回る見込みです。2015年（平成27年）と比較すると38.1%の減少となり、特に経済を支える生産年齢人口が51.1%減少するため、町内の経済活動が鈍くなることが予想されます。（図7）

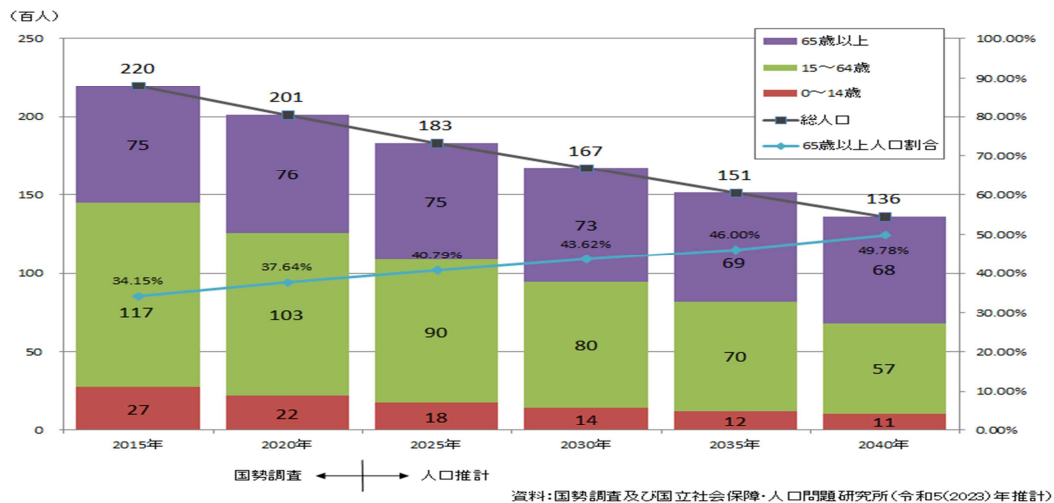


図7 与謝野町の3区分別人口の推計

加えて、地域の様々な役割を担う人材（自治会の役員、消防団員、産業の後継者等）の確保も更に困難になることで、これまでの自治会の活動（図8参照）や地区公民館活動の維持ができなくなり、町全体の活力が大きく減退する恐れがあります。

⁷主なものとしては、先述した普通交付税の合併算定替え措置に加え、合併特例債という、主に普通建設事業費に対して95%の借入れが出来、その元利償還金の70%が後年度の普通交付税で措置される地方債制度もあります。これは、当初合併後10年が活用期間でしたが、その後15年、20年と延伸されています。ただし、活用できる金額的な上限も設定されていて、それは当初から増額することはありません。

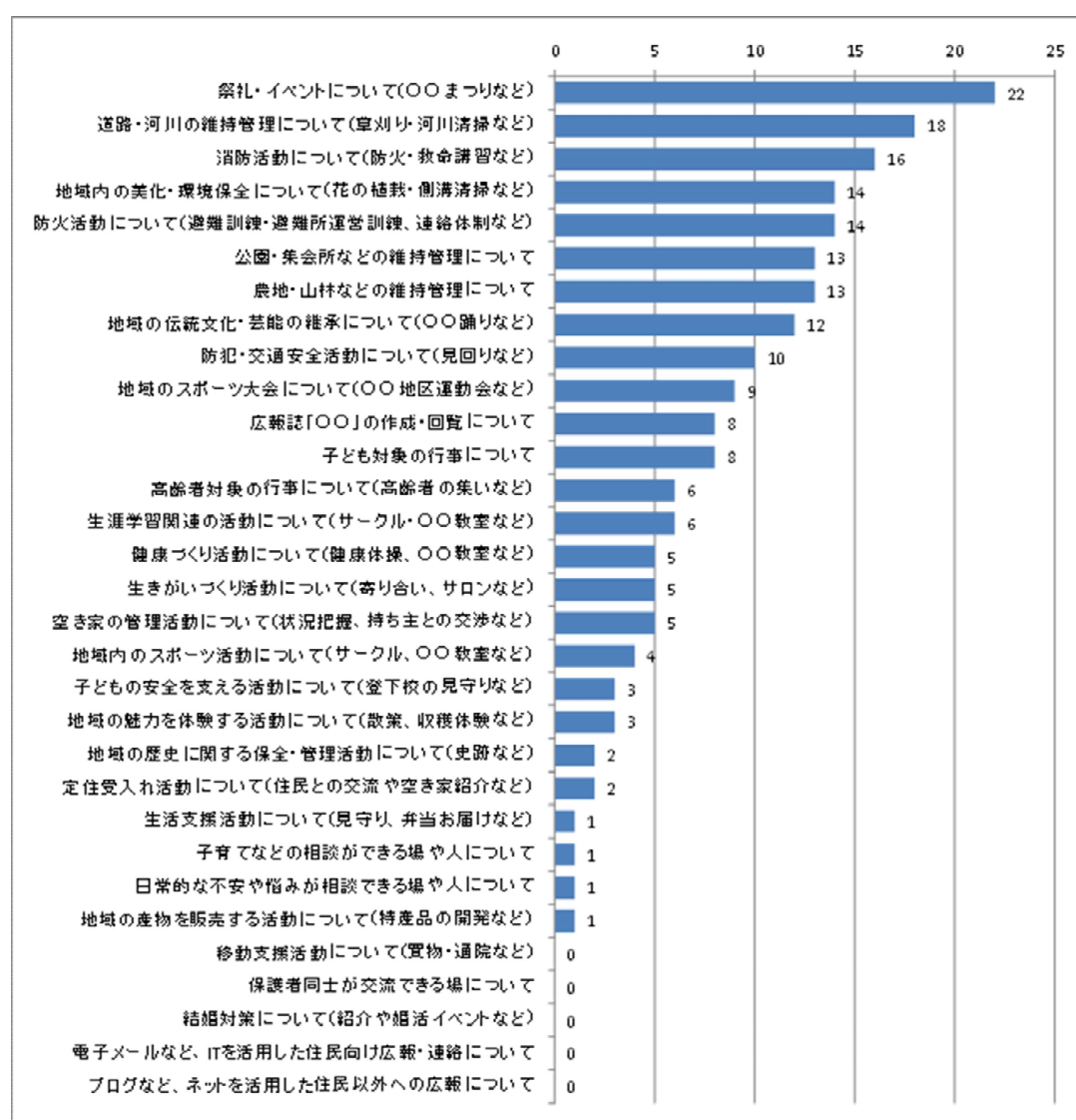


図 8 自治会活動の状況（平成 30 年実施 与謝野町「自治区活動に係るアンケート結果」）

担い手の減少によりこれらの活動の維持が困難になる

(2) カネのこれから

財政計画における今後の歳入歳出の推移を表 1 及び表 2 に示します。

平成 28 年度を最後に普通交付税の合併特例措置が終了し、ひとつのまちとして算定されています。今後は人口減少による税収の減少も見込まれることから、表 1 に示すように、歳入額が減少する見込みです。歳出の抑制が歳入の減少に追いつかない状況に陥ると、その不足分を合併の特例措置による恩恵で積み立てることができた基金を取り崩すことで補てんすることになります。子どもたちや、その子どもたちの世代の負担を軽減しようと積み立てた基金を現役世代が全て使ってしまうことにならないように、令和 3 年に策定した財政計画により、表 2 に示すように、今後に注視しながら計画的な財政運営を行わなければなりません。

表 1 今後の歳入推移

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4>R10
町 税	18.1	18.8	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	▲ 0.2
譲与税/交付金等	6.8	6.5	6.5	6.6	6.6	6.6	6.6	6.5	0.0
国府支出金	28.1	22.6	23.5	19.8	21.9	19.9	19.7	19.0	▲ 3.6
地方債	13.1	5.3	7.2	6.4	21.2	10.1	9.9	5.1	▲ 0.2
地方交付税	59.7	58.6	56.4	56.1	54.9	54.5	55.0	54.8	▲ 3.8
繰入金	0.1	0.8	3.9	1.0	5.5	1.5	1.5	0.5	▲ 0.3
その他	8.4	9.5	6.7	7.3	10.3	6.9	6.9	6.9	▲ 2.6
合 計	134.3	122.1	122.8	115.8	139.0	118.1	118.2	111.4	▲ 10.7

表 2 今後の歳出推移

(単位：億円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R4>R10
人件費	22.8	22.8	24.5	25.2	25.2	25.1	25.1	25.0	2.2
扶助費	18.8	16.3	18.0	15.7	15.5	15.3	15.3	15.1	▲ 1.2
公債費	16.9	16.6	17.6	14.7	14.4	14.0	14.9	14.8	▲ 1.8
物件費	18.0	17.2	15.0	15.7	15.5	15.3	15.2	15.1	▲ 2.1
維持補修費	0.5	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	▲ 0.4
補助費等	18.9	19.1	18.0	27.6	29.2	27.1	26.7	26.3	7.2
繰出金	20.3	20.4	19.7	7.9	7.8	7.8	7.8	7.8	▲ 12.6
積立金	1.0	0.9	1.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.9
貸付金等	0.2	0.2	0.1	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.6
投資的経費	13.7	6.9	7.8	6.3	29.0	11.1	10.8	5.0	▲ 1.9
合 計	131.1	121.3	122.8	115.8	139.0	118.1	118.2	111.4	▲ 9.9
投資的経費除	117.4	114.4	115.0	109.5	110.0	107.0	107.4	106.4	▲ 8.0

また、財政計画では、財政調整基金残高の減少に歯止めをかけ、令和 7 年度以降は財政調整基金を取り崩すことのない決算を継続することを目指しています。

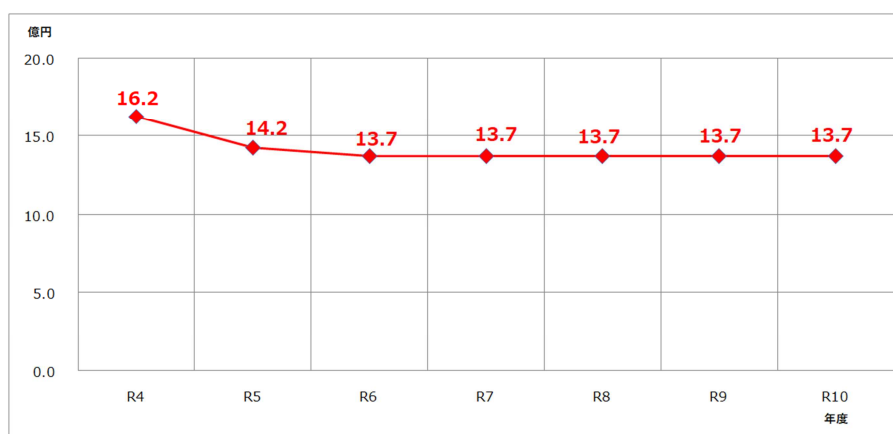
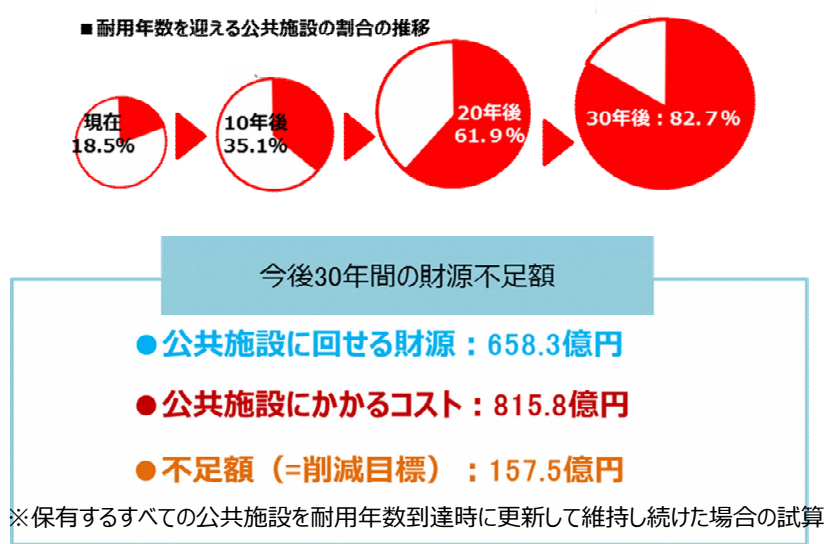


図9 財政調整基金の残高推移

(3) モノのこれから

与謝野町が保有する公共施設は、合併前の旧町の施設をそのまま新町に引き継いで使用してきました。老朽化等に対応するために、一部の施設の統合・廃止を実行していますが、多くの施設はそのまま使用し続けています。それらの施設を今後も使用し続けるならば、施設の更新（建替え）をしなければなりません。全ての施設を更新すると、今後30年間で約157.5億円（1年平均5.25億円）の財源不足が生じる見込みですので、今後は人口減少等の社会的要因も念頭に置きながら、公共施設への投資の選択と集中を行わなければなりません。



※ 与謝野町公共施設等総合管理計画⁸（基本計画）より（平成28年度作成）

図10 与謝野町公共施設の耐用年数到達割合推移と公共施設の維持・更新にかかる財源不足

⁸ 与謝野町の今後の公共施設の方針を示した計画です。平成28年度に基本計画、平成29年度に実施計画を策定・公表しています。

3. 第3次行政改革大綱の前提条件

行政資源が縮小する中でのまちづくりを考えていくため、第3次行政改革大綱は以下の前提を考慮し、基本方針を示します。

前提1 財政規模は縮小する

⇒ 合併自治体の財政特例措置期間の終了により、与謝野町の歳入の大部分を占める普通交付税が、ひとつのまちとして算定されることや、人口減少に伴い税収もさらに減少していくことが予想されることから、歳入の減少が進むことは明らかな状況です。

前提2 町の総職員数（正職員と会計年度任用職員の合計）は増えない

⇒ 生産年齢人口の減少により、将来的に職員の確保が困難になります。

前提3 役場庁舎は現在の2.5庁舎

⇒ 役場庁舎は平成28年1月に、老朽化のため野田川庁舎本館を閉鎖しており、合併以降の3庁舎体制から2.5庁舎体制（野田川庁舎の北庁舎はそのまま活用）になっています。第3次行政改革大綱の期間では総合庁舎化の実現は困難であるため、引き続き現状の2.5庁舎が前提となります。

4. 財政指標での分析（与謝野町の現在地）

令和3年に策定しました与謝野町財政計画では、短期での資金繰り（実質公債費比率）と将来にわたる償還能力（債務償還可能年数）で与謝野町の現在地とこれからを分析しています。従来の単年度決算だけでなく、将来の負担に対して与謝野町が耐えうる状況にあるのかについて分析です。

令和2年度以降の実質公債費比率の実績と推計を図11に示します。

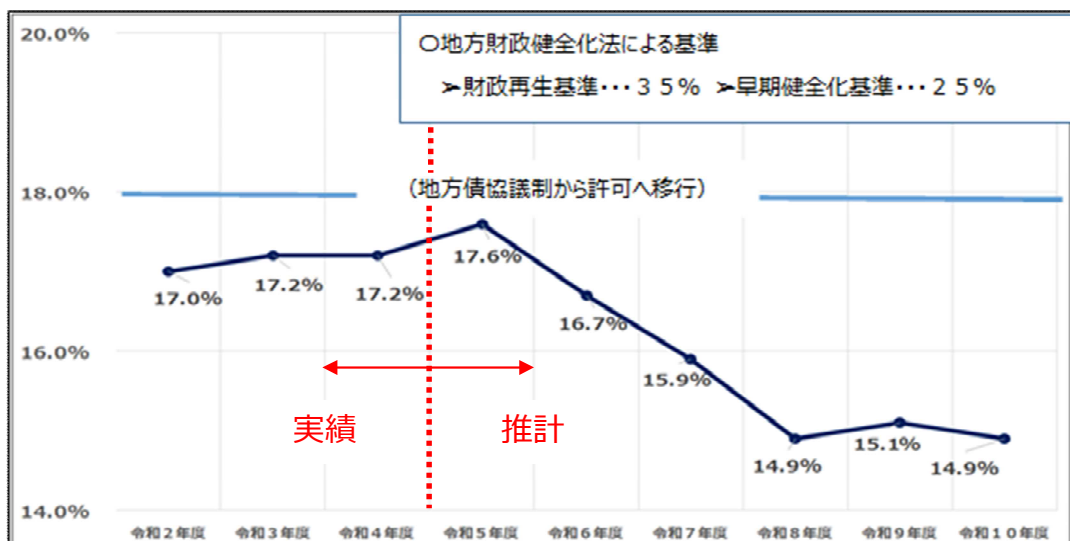


図11 与謝野町の短期での資金繰り（実質公債費比率の実績と推計）

「債務償還可能年数」は実質債務（一般会計の債務だけでなく、特別会計が抱える債務等も加味している）が償還財源の何年分あるかを示す指標で、与謝野町の現在抱える負担に対する償還能力を示しています。

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金}}{\text{経常一般財源等（歳入）} - \text{経常経費充当財源等}}$$

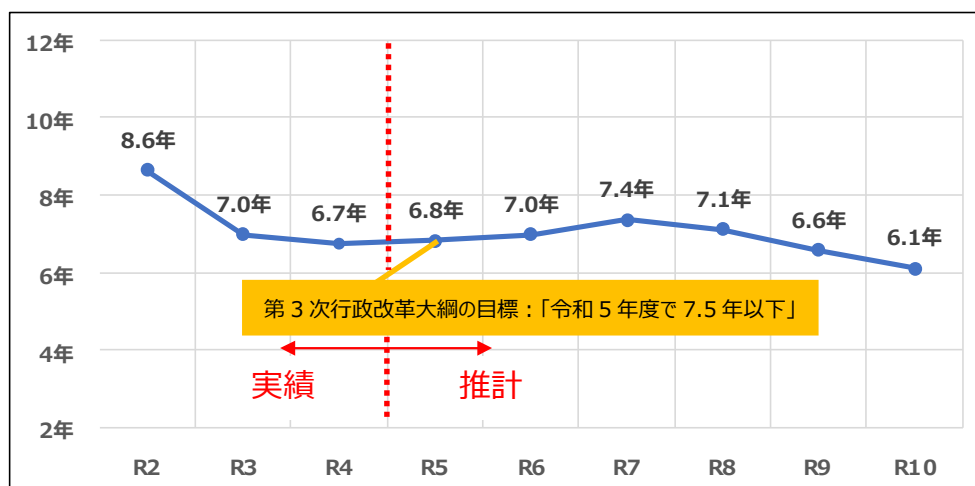


図 12 与謝野町の将来にわたる償還能力（債務償還可能年数の実績と推計）

与謝野町独自の評価の枠組みとしている、債務償還可能年数と実質公債費比率の関連表を図 13 に示します。令和 2 年度以降の財政状況の評価は D 評価となっておりますが、今後は徐々に C 評価へ の方向に改善を目指します。（計画期間以降に債務償還可能年数 6.0 年以下、実質公債費比率 12%以下で C 評価となるよう、さらなる改善を目指します。）

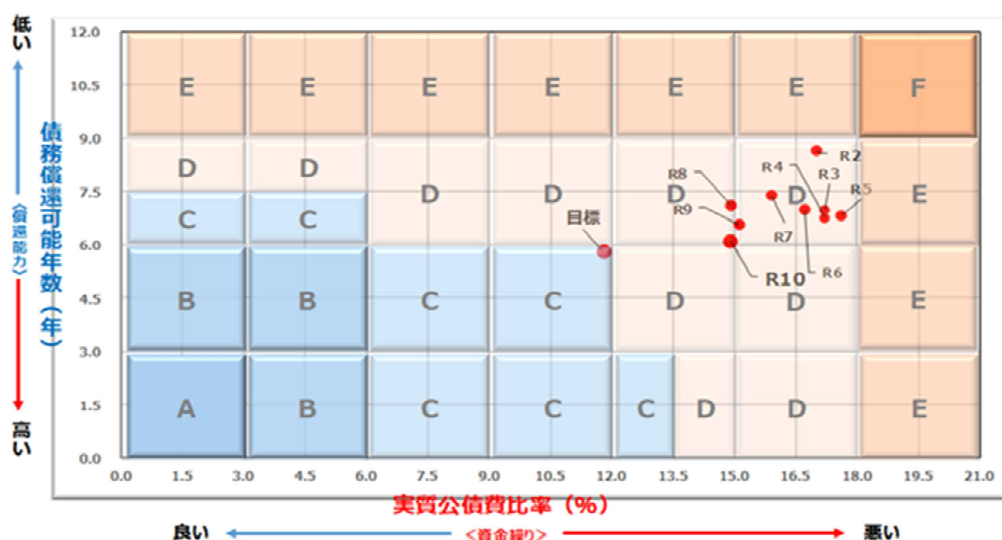


図 13 債務償還可能年数と実質公債費比率の関連表

Ⅳ. 第3次行政改革大綱（改訂後）

1. 行政改革の位置づけ

与謝野町は、未来像を「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」と定め、その実現を目指し、第2次与謝野町総合計画（平成30年度～令和8年度）を策定しました。未来像を実現するためのまちづくりの理念に「みんな（みんなの手で進めるまちづくり）」、「みらい（未来志向のまちづくり）」、「みえる（まちの資源や動きがみえるまちづくり）」の3つの「み」を掲げ、様々な施策を展開してきました。

新たに令和5年度から令和8年度の4年間を計画期間とする後期基本計画を策定し、その後期基本計画分野7の基本施策3において「未来を見据えた行財政運営」を位置付けています。

2. 第3次行政改革大綱の期間

第3次行政改革大綱の計画期間を、令和2年度から令和5年度までの4年間から第2次総合計画の最終年度である令和8年度まで延長します。

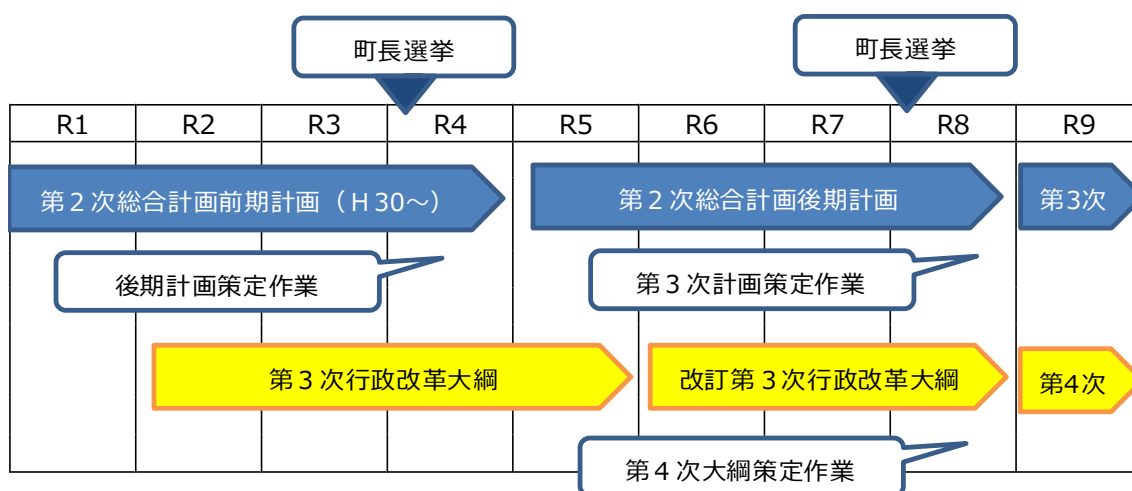


図14 第3次行政改革大綱の期間

3. 第3次行政改革大綱の推進体制

町長をトップにした「まちづくり及び行政改革推進本部」において、進捗管理を行うとともに、全庁的に危機意識の共有や行政改革に取り組むことにより、第3次行政改革大綱を推進します。

「与謝野町行政改革推進委員会」においては、町の行財政全般にわたり、その効率化の推進に関する事項を調査審議していただきます。

4. 第3次行政改革大綱の基本方針

第3次与謝野町行政改革大綱では、2つの基本方針を掲げ、「持続し発展する与謝野町の基礎を作る」という行政改革の目的達成を目指します。

(1) 持続可能な行財政基盤の確立

第2次行政改革大綱の課題や今後の取り巻く環境の変化、財政状況等を踏まえて、今後、行政資源が減少する中で与謝野町が取り組まなければならないことを定めた第2次与謝野町総合計画後期基本計画、与謝野町財政計画、与謝野町公共施設等総合管理計画等に基づいて、与謝野町の将来に対して本当に必要なことに資源を投入していく、行財政経営を行うことで、持続可能な行財政基盤を確立します。

(2) 多様な主体が協働したまちづくりの推進

減少する行政資源の活用を行政だけで考えるのではなく、多様な主体が得意分野で公共的なサービスを担うという考え方を加え、住民協働・住民参画による対話を通じ、地域の課題を地域がより良くなるように「自分ごと」として捉え、住民と行政がともに知恵を出し合いながら、それぞれの強みをいかした協力・連携・協働によって課題解決に取り組むことで、多様な主体が助け合い、支え合う「新たな公共」のまちづくり（図15）を推進します。

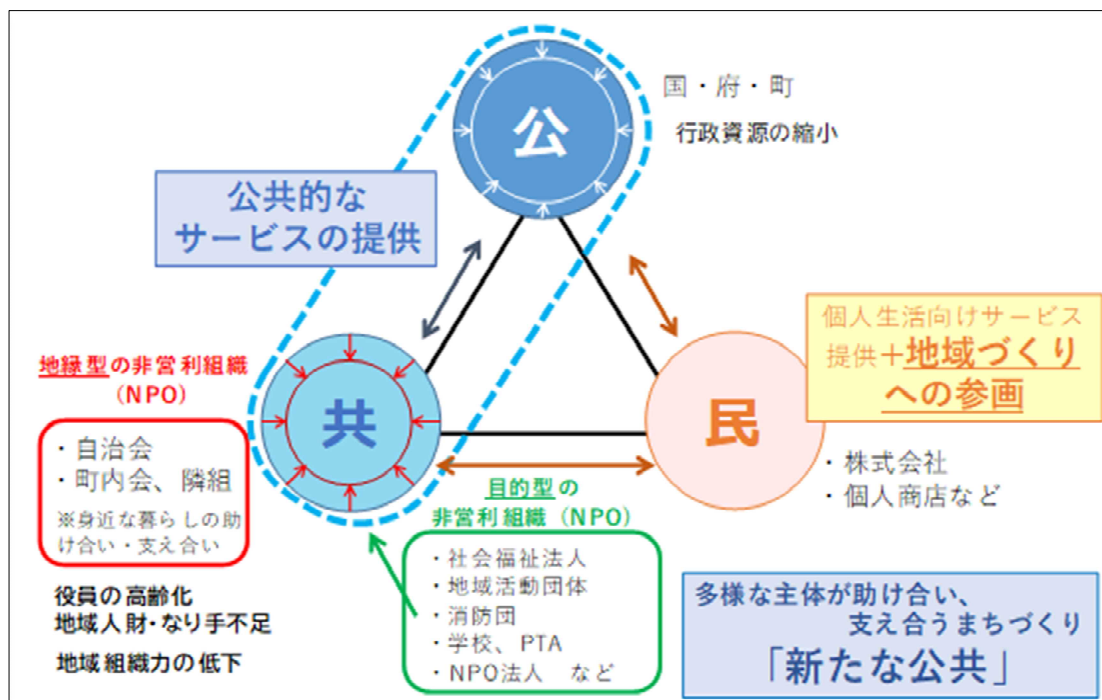


図15 「新たな公共」のまちづくり

5. 第3次行政改革大綱の基本方針に対する具体的取組（実施計画）

基本方針を実現するために、具体的に以下の取組を実施します。

基本方針 1 持続可能な行財政基盤の確立

1 安定的な財政運営の継続

目標：①財政収支の実質的黑字化（財政調整基金の取り崩しなし）

②債務償還可能年数 6.5 年以下

③実質公債費比率 15%以下

2 行政資源の効率的・効果的な活用

目標：①事務事業評価の継続実施

②公共施設等総合管理計画方針の実行

③デジタル技術を活用した行政手法の転換

④持続可能な執行体制の確立と働きやすい職場環境整備の推進

基本方針 2 多様な主体が協働したまちづくりの推進

1 連携による地域課題の解決

目標：地域活動に参加する住民等の増加

2 住民参画による町政の活性化

目標：町的意思決定に住民が様々な形で参画する機会の増加

--- 基本方針 1 持続可能な行財政基盤の確立 -----

1 「安定的な財政運営の継続」のために

目標：①財政収支の実質的黑字化（財政調整基金の取り崩しなし）

②債務償還可能年数 6.5 年以下

③実質公債費比率 15 %以下

【債務償還可能年数の目標について】

債務償還可能年数は、地方債残高等の抑制だけでなく、経常経費を減らし債務償還財源である経常一般財源を増やすことなど、財政全般の取組により改善することから、財政分析の指標として効果的であると考えます。平成 30 年度決算で算出した 8.9 年から短縮することはもちろん、財政計画における現状の D ランクから C ランクを目指すために、長期的には 6.0 年以下に短縮することを大きな目標とします。債務償還可能年数 6.5 年以下という目標は、まずは D ランクを回避し C ランクを目指す基礎を築くため、債務償還可能年数が伸びることに歯止めをかけ短縮に向かわせるための、本大綱期間内での目標です。

【具体的取組 1】財政計画の点検・更新・実行

毎年度財政計画を点検し更新することで、公債費や毎年度の収支の推移を明確にし財政運営を行う。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
財政計画の点検・更新・実行	点検・更新・実行	点検・更新・実行	点検・更新・実行

【具体的取組 2】歳入確保の取組

収支改善のため、歳出削減に加え歳入確保に努める。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
受益者負担の適正化	調査・調整	調査・調整	調査・調整
ふるさと納税の寄付額	1 億円	1 億円	1 億円
未利用地など町有財産の売却・利活用	2 件	2 件	2 件

2 「行政資源の効率的・効果的な活用」のために

目標：①事務事業評価の継続実施

②公共施設等総合管理計画方針の実行

③デジタル技術を活用した行政手法の転換

④持続可能な執行体制の確立と働きやすい職場環境整備の推進

【具体的取組 3】スクラップ・アンド・ビルドの徹底と事務事業の整理

政策的事業を立案する際にスクラップ・アンド・ビルドを徹底します。

また、毎年度実施する事務事業の整理・点検し、事務事業をより効果的・効率的なものに見直します。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
重点施策調整会議の実施 (スクラップ・アンド・ビルドの徹底)	3 回	3 回	3 回
事務事業評価の実施	実施	実施	実施
無作為抽出方式を活用した事務事業評価	実施	実施	実施
事務事業評価結果のフォローアップ	実施	実施	実施

【具体的取組 4】公共施設等総合管理計画の実行

公共施設等総合管理計画の方針に基づき、施設の統廃合を進め、将来負担の低減を図ります。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
公共施設等総合管理計画に定める方針の実行	実行	実行	実行

【具体的取組 5】デジタル技術を活用した行政手法の転換

今までの業務フローを、A I やデジタル技術を活用し業務の効率化を図るほか、各種申請の電子化を実施し、手続きの迅速化・簡素化を行い、庁内事務の効率化だけではなく、住民サービスの向上を図ります。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペーパーレス会議システムの活用（介護認定審査会）	環境整備 試行	実施	実施
行政手続きのオンライン化（電子申請）	調査・試行	実施	実施

【具体的取組 6】持続可能な執行体制の確立

生産年齢人口の減少や職員の定年引上げを踏まえた安定的に行政サービスを提供できる体制を確保するため計画的な職員採用を進めるほか、定年引上げによる高齢職員の職務経験を中堅・若手職員に円滑に継承できる職員配置を行います。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
職員採用計画による職員採用	実施	実施	実施
ジョブローテーションを活用した職員配置	実施	実施	実施

【具体的取組 7】働きやすい職場環境整備の推進

職員の健康保持の観点から、時間外勤務の縮減、メンタルヘルス対策に取り組むほか、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント等を起こさない、全ての職員にとって働きやすい職場環境の整備を進めます。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
管理監督者研修の実施（ハラスメント対策等）	実施	実施	実施

--- 基本方針 2 多様な主体が協働したまちづくりの推進 -----

1 「連携による地域課題の解決」のために

目標：地域活動に参加する住民等の増加

【具体的取組 8】地域課題の解決に向けた取組への支援

対話と協働による「地域コミュニティの推進」、「地域人財の育成」、「地域活動（自治会活動を含む）への支援」に取り組みます。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の課題解決に向けた対話の場づくり	3 事例	3 事例	3 事例
地域づくり支援補助金活用団体数	30 団体	30 団体	30 団体

2 「住民参画による町政の活性化」のために

目標：町的意思決定に住民が様々な形で参画する機会の増加

【具体的取組 9】多様な住民が参画するまちづくりの実現

無作為抽出により選ばれた町民がまちづくりについて議論する場をつくり、町民と行政が一緒にまちづくりを考えます。

実行内容	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
無作為抽出方式を活用した対話・意見交流会	3 回	3 回	3 回
住民アンケート	1 回	1 回	1 回